

(様式第2号)

監委第66号

平成20年12月26日

太田市長 清水 聖義 様

太田市議会議長 半田 栄 様

太田市監査委員 桐生 博司

太田市監査委員 山田 隆史

## 定期監査結果報告書

(議会事務局・市民生活部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

### 記

#### 1 監査の期間

平成20年11月28日から平成20年12月15日まで

#### 2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成20年度(平成20年10月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

#### 3 監査の対象

##### ◎ 議会事務局

##### (1) 組織

本監査日現在、議会事務局の職員は15名(うち嘱託職員1名)であり、議会総務課は、総務係、議事係及び調査広報係で構成されている。

##### (2) 事務分掌

- ア 議長及び副議長の秘書に関すること。
- イ 交際及び儀式に関すること。
- ウ 公印の保管に関すること。
- エ 議長会に関すること。
- オ 予算及び決算に関すること。
- カ 文書の收受発送及び保管に関すること。
- キ 議員の身分に関すること。
- ク 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- ケ 議員の共済年金に関すること。

- コ 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- サ 職員の研修及び福利厚生に関する事。
- シ 議会関係各室の管理に関する事。
- ス 議場の管理に関する事。
- セ 条例、規則等の制定改廃に関する事。
- ソ 政務調査費に関する事。
- タ 本会議及び協議会に関する事。
- チ 委員会に関する事。
- ツ 公聴会に関する事。
- テ 議事日程及び諸報告に関する事。
- ト 議会提出議案に関する事。
- ナ 議案、請願、陳情及び意見書等に関する事。
- ニ 議決事項の処理に関する事。
- ヌ 質問通告に関する事。
- ネ 会議録等会議の記録に関する事。
- ノ 会議録検索システムに関する事。
- ハ 議案その他の事件に関する調査及び情報収集に関する事。
- ヒ その他議事に関する事。
- フ 各種資料の収集及び作成に関する事。
- ヘ 関係法令の調査に関する事。
- ホ 行政視察の受け入れに関する事。
- マ 議会広報に関する事。
- ミ 議会の傍聴に関する事。
- ム 議会史に関する事。
- メ 議会図書室に関する事。
- モ その他調査広報に関する事。

## ◎ 市民生活部

### (1) 組 織

本監査日現在、市民生活部の職員は174名（うち嘱託職員46名、臨時職員17名）であり、7課、1室及び2担当で構成されている。

### (2) 事務分掌

- ア 市民生活の支援及び相談に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 防災及び防犯に関する事項
- エ 交通に関する事項
- オ 文化、スポーツ及び芸術に関する事項

○ 生活そうだん課

(1) 組 織

本監査日現在、生活そうだん課の職員は16名（うち嘱託職員2名、臨時職員1名）であり、市民そうだん係、人権・男女共同参画推進係、消費生活センター及び西消費生活センターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市民の要望、陳情、苦情等の受付及び連絡調整に関する事。
- イ 市民相談に関する事。
- ウ 人権擁護に関する事。
- エ 人権同和行政に関する事。
- オ 男女共同参画の推進に関する事。
- カ 消費者行政に関する事。

○ 市民活動推進課

(1) 組 織

本監査日現在、市民活動推進課の職員は10名（うち嘱託職員3名、臨時職員1名）であり、ボランティア推進係、NPO推進係及び尾島ボランティア係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア ボランティア活動の推進及びボランティア団体との連絡調整に関する事。
- イ 民間非営利団体に関する事。
- ウ その他公益な市民活動の振興に関する事。
- エ 市民憲章に関する事。

○ 市民課

(1) 組 織

本監査日現在、市民課の職員は69名（うち嘱託職員24名、臨時職員3名）であり、管理係、戸籍係、窓口記録係、東サービスセンター、南サービスセンター及び西サービスセンターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 戸籍に関する事。
- イ 住民基本台帳に関する事。
- ウ 印鑑登録に関する事。
- エ 外国人登録に関する事。
- オ 埋火葬許可及び斎場使用料の徴収に関する事。
- カ 人口動態及び人口統計に関する事。
- キ 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知事務に関する事。
- ク 自衛官募集連絡事務に関する事。
- ケ 所管に係る証明交付及び手数料の徴収に関する事。
- コ 住居表示地内の住居番号の表示に関する事。

- サ 自動車臨時運行許可に関する事。
- シ 住民異動に伴う国民健康保険の被保険者の資格得喪並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請の受付に関する事。
- ス 連絡所に関する事。
- セ 斎場に関する事。
- ソ サービスセンターの管理運営に関する事。
- タ 火葬施設使用助成に関する事。
- チ 介護保険の被保険者の資格得喪届出に関する事。
- ツ 改葬に関する事。
- テ 犯罪人名簿事務に関する事。

○ 防災防犯課

(1) 組 織

本監査日現在、防災防犯課の職員は7名であり、防災係及び防犯係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 防災に関する事。
- イ 防犯に関する事。

○ 交通政策課

(1) 組 織

本監査日現在、交通政策課の職員は8名（うち嘱託職員1名）であり、交通安全係及び公共交通係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 交通安全政策及び指導に関する事。
- イ 放置自動車に関する事。
- ウ 公共交通政策及び関係団体に関する事。
- エ BUSターミナルおおたに関する事。
- オ 駅周辺の放置自転車等の対策に関する事。

○ 文化課

(1) 組 織

本監査日現在、文化課の職員は41名（うち嘱託職員12名、臨時職員12名）であり、文化振興係、藪塚本町文化ホール、中央図書館、尾島図書館、新田図書館及び藪塚本町図書館で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 芸術文化の普及振興に関する事。
- イ 学習文化センターに関する事。
- ウ 図書館に関する事。
- エ 図書館協議会に関する事。

- オ 藪塚本町文化ホールに関すること。
- カ 太田市行政管理公社との連絡調整に関すること。
- キ 教育委員会との連絡調整に関すること。

○ 新市民会館建設室

(1) 組 織

本監査日現在、新市民会館建設室の職員は4名（うち嘱託職員2名）である。

(2) 事務分掌

ア 新市民会館建設に関すること。

○ スポーツ課

(1) 組 織

本監査日現在、スポーツ課の職員は9名（うち嘱託職員1名）であり、管理係、スポーツ係、尾島スポーツ係及び藪塚本町スポーツ係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア スポーツの振興に関すること。
- イ スポーツ施設の管理及び廃止に関すること。
- ウ 運動公園に関すること。
- エ 太田市行政管理公社との連絡調整に関すること。
- オ 教育委員会との連絡調整に関すること。

○ 芸術学校政策担当

(1) 組 織

本監査日現在、芸術学校政策担当の職員は3名である。

(2) 事務分掌

ア おおた芸術学校に関すること。

○ スポーツ学校政策担当

(1) 組 織

本監査日現在、スポーツ学校政策担当の職員は3名（うち嘱託職員1名）である。

(2) 事務分掌

ア おおたスポーツ学校に関すること。

4 監査の結果

(1) 執行状況

議会事務局及び市民生活部における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。